

部活動に係る活動方針 (運動部・文化部)

令和5年4月

仙台市立館中学校

1 本校の部活動が目指すもの

【学校教育目標】

「心身共に健やかで、豊かな人間性と確かな学力を身に付け、社会の変化に主体的に対応できる生徒の育成」

【目指す生徒像】

自主自律…自ら進んで行動し、自らの行いを正す生徒

切磋琢磨…互いに励まし合い、知・徳・体の向上を目指す生徒

誠実友愛…真理・正義・礼節を重んじ、友愛の心情豊かな生徒

・生徒の自主的活動を通して体力や技能・技術の向上を図るとともに、生涯にわたって豊かな趣味や特技などを育てることの基礎をつくる。

・集団の中で仲間や指導者の温かい触れ合いを体験することによって、自主性や社会性を育て、学校生活をより充実したものにする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間指導計画の作成

①顧問は、年間活動計画を作成する。

②顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定大会日程等を明示する。

③部活動顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

(2) 方針と計画の公表

・部活動の全体計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 毎月（複数月）の活動計画の作成

・各部顧問は、毎月（複数月）の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成する。

(4) 毎月（複数月）の活動計画の通知

・各部顧問は、上記（3）毎月（複数月）の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

(5) 毎月の活動実績報告

・各部顧問は、毎月の活動実績報告（活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等）を行う。

3 指導・運営に係る体制について

(1) 本校が設置する部

①令和5年度は下記の部を設置する。

②部活動顧問についてはプリント等で生徒・保護者に知らせる。

種目	男	女	種目	男	女
野球	○	○	バドミントン	○	○
陸上	○	○	卓球	○	○
ソフトテニス	○	○	吹奏楽	○	○
バスケットボール		○	総合文化	○	○
バレーボール		○			

※部活動への所属は任意。

(2) 活動について

①活動時間

活動期間	(月～金)
4 月～10 月第1週	～18:00終了 18:15完全下校
10 月第 2 週～2 月	～17:00終了 17:15完全下校
3 月	～17:45 終了 18:00 完全下校

※活動終了15分後を完全下校時刻とする。平日の1日の活動時間は長くとも2時間程度とする。また、休日及び週休日の通常の活動時間は、原則として長くとも3時間程度とする。

※朝練習

各種大会2週間前より顧問が活動場所につくことができる場合のみ、学校長の許可を得て活動することができるものとする。ただし、練習可能時間は7:20～8:10までとする。

※特例の時間延長

次のような場合、練習強化期間とし、①の活動時間から30分の特別延長が認められる。

- ・市・県中体連関係の試合前2週間
- ・文化祭、コンクール前の2週間前

(大会3週間前からの2週間という設定も可能とする。)

(体育館を使用する部活動に関しては、4週間前から合計8日間の設定も可能とする。)

※朝練習と時間延長を合わせて30分以内とする。

②部活動中止

以下の場合には部活動中止とする。

- ・考查前は次の日数だけ中止とする。(日、祝日は含み、試験最終日は含まない。)

期末考查・・・4日前 8教科 中間考查・・・3日前 5教科 実力考查・・・1日前

※試合がある場合(例・月曜日から考查が始まり、前日の日曜日に試合がある)は、学校長の許可を得て活動できるものとする。

- ・平日の水曜日は基本的に中止とする。
- ・職員会議、学年会等がある日、その他の学校行事(その準備をしなければならないとき)は中止とする。
- ・仙台市の教科、教科外研究会がある日は中止とする。

(3) 保護者への説明

- ①部活動ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加する大会等について理解と協力を得る。
- ②各部顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 学期中の休養日 ※休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

- ①学期中は、週2日以上休養日を設ける。

※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

休養日を2日間設けられない場合が発生したときは、原則として前週または翌週に代替の休養日を設ける。その際、週末の休養日が設定できないときは、前週または翌週の週末に振り替えることとするが、振り替える週末が3週を超えてしまうような場合には、生徒の健康状態に留意し、平日に振り替える。

- ②土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、原則として、休養日はほかの土曜日及び日曜日に振り替える。

※祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。

(2) 長期休業中の休養日

- ①学期中に準ずるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。
- ②夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 平日の活動時間

- ・長くとも2時間程度とする。

(4) 長期休養日及び土曜日、日曜日、祝日、休日、学校の休業日の活動時間

- ・長くとも3時間程度とする。

(5) 強化練習期間（ハイシーズン）

- ①年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。

※活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

- ・生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防，バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

(2) 事故防止

- ・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

- ・体罰，ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6 参加する大会，コンクール，コンテスト等の検討

(1) 参加する大会，コンクール，コンテスト等の検討

- ①部活動顧問は，本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して，運動部においては中学校体育連盟が主催または共催する大会を基本とし，本校として参加する大会等を精選するよう努め，文化部においては本校として参加するコンクール・コンテスト等や地域からの要請による行事・催し等への参加を精選するよう努める。また，地域の行事や催し等に協力するに当たっては，特定の文化部に負担が集中することのないよう，学校全体として参加・協力の在り方を検討する。
- ②部活動顧問は，生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して，練習試合等を計画するよう努める。

(2) 参加する大会や校外で行う練習試合，コンクール，コンテスト等への移動手段

- ・本校生徒の移動については，原則として公共交通機関を利用することとする。
 - ※公共交通機関の利用が困難な場合には，業者に依頼することを検討する。
 - ※業者に依頼することも困難な場合には，保護者の共通理解と了解を得て，保護者に協力を求める。